米沢市プレミアム付き商品券「愛の商品券 2023」事業 実施要綱

I プレミアム付き商品券について

- 1 事業概要
- (1) 名 称 米沢市プレミアム付き商品券「愛の商品券 2023 |
- (2)発行者 愛の商品券事業実行委員会
- (3) 発 行 額 5億2,000万円
- (4) 発行内容
 - ① 電子商品券:1セット1,300円分を1,000円で販売(プレミアム率30%)
 - ② 紙商品券:1セット13,000円分を10,000円で販売(プレミアム率30%)
- (5) 販売額 4億円
- (6)利用期間
 - ① 電子商品券:令和5年8月29日(火)~令和6年1月8日(月・祝)
 - ② 紙商品券:令和5年9月9日(土)~令和6年1月8日(月·祝)
- (7) 販売方法 スマートフォンアプリ「愛の商品券」及び紙媒体による販売
- (9) 販売期間
 - ① 電子商品券:令和5年8月29日(火)~令和5年9月28日(木)
 - ② 紙商品券:令和5年9月9日(土)~令和5年9月15日(金)
- (10) 購入対象者 米沢市民
- (11) 購入限度 電子商品券または紙商品券いずれかを選択し1人販売額3万円まで ※申込数が販売総数を上回った場合は、申込数に応じて割り当て口

数を調整

(12) 利用可能店舗 約600店舗(予定)

※公募により広く募集

2 商品券取り扱い厳守事項

- (1)商品券は一般消費者への物品の販売又は役務の提供などの取引において利用可能です。
- (2) 商品券と現金の交換は禁止しています。
- (3) 紙券の券面額以下の利用の場合であってもお釣りはお渡ししないで下さい。
- (4) 不足分は現金等で受け取って下さい。
- (5) 商品返品の際の返金はできません。
- (6) 取扱加盟店で独自に商品券の利用対象外となる商品などを定める場合(特売品等)は、あらかじめ利用者が認識できるよう、陳列棚、チラシ等にその旨明示して下さい。

- (7)他割引企画との併用不可やポイント加算対象外、商品券利用上限額などを定める場合はあらかじめ利用者が認識できるよう、陳列棚、チラシ等にその旨明示して下さい。
- (8) 利用期間を過ぎた商品券は受け取らないで下さい。
- (9) 商品券の盗難・紛失、滅失または偽造、模造等に対して、発行者は責を負いません。
- (10) 商品券の交換又は売買はできません。
- (11) 利用期間中における商品の売買、サービスの提供等の取引に利用された商品券のみ換金可能です。

3 商品券の利用対象にならないもの

- (1) 出資や債務の支払い(税金、振込代金、振込手数料、保険料、電気・ガス・水道・ 電話料金等)
- (2) 有価証券、金券、商品券(ビール券、清酒券、おこめ券、図書券、店舗が独自発行する商品券等)、旅行券、乗車券切手、印紙、証紙、指定ごみ袋、プリペイドカードなどの換金性の高いものの購入や電子マネーへのチャージ
- (3) 商品、サービス等の引換券などの代金を前払いするもののうち、有効期限が令和 6年1月8日を超えるもの
- (4)性風俗関連特殊営業、キャバレー、パチンコ店などの風俗営業等の規制及び業務の 適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業に係る支払い
- (5) たばこ事業法(昭和59年法律第68号)第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入
- (6)金融機関が提供する投資信託、株式、保険などの金融商品及び現金との換金、金融 機関への預入れ
- (7)土地・家屋の購入、家賃・地代・駐車場(一時預りを除く。)などの不動産に係る 支払い
- (8) 宅配業者による代金引換、コンビニエンスストアでの収納代行等、取扱加盟店以外 の事業者への支払いが実質的に可能となるもの
- (9) 事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等
- (10) 特定の宗教又は政治団体と関わるものや公序良俗に反するものへの支払い
- (11) やむを得ない理由により取扱加盟店が取扱いを不可としたもの
- (12) その他実行委員会が不適当と認めるもの

II 取扱加盟店の募集概要

1 登録資格

取扱加盟店の登録資格は、当該事業に参加を希望する米沢市内の店舗(事業所)で、以下の要件を全て満たすものとします。

(1) 米沢市内で次の業種を営んでいること

- ・飲食業
- · 小売業
- サービス業
- ・理・美容業
- 洗濯業
- 道路旅客運送業
- 運転代行業
- ・宿泊業
- ・観光業
- (2) 以下の法人・個人事業主であること
 - ① 山形県内に本社または本店を置く事業者
 - ② 山形県外に本社または本店を置く中小企業者
- (3) 電子商品券・紙商品券のいずれも取扱可能であること
- (4)性風俗関連特殊営業などの風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定するものでないこと
- (5) 米沢市暴力団排除条例平成 24 年 3 月 28 日条例第 1 号に掲げる暴力団員と密接な関係を有すると認められるものでないこと
- (6)特定の宗教又は政治団体と関わるものでないこと
- (7) 公序良俗に反するものでないこと
- (8) その他実行委員会が不適当と認めるものでないこと

2 取扱加盟店の責務等

次に掲げる事項について、遵守していただきます。

- (1) 利用者が利用期間中に商品券及び電子商品券を持参したときは、商品券額面分の商品の販売やサービス等の提供を行うこと。
- (2) 取扱加盟店であることが明確になるよう、二次元コード、ポスター等を利用者の見やすい場所に掲示すること。
- (3)利用者から受け取った商品券には、再流出を防止するため、裏面に店舗印を押印又はサインする。また、取扱加盟店控の換金請求書は入金確認が完了するまで保管すること。なお、振り込み着金後2週間を過ぎてからの異議申し立ては認めない。
- (4) 裏面に他店舗の押印又はサインのある商品券は、受け取りを拒否すること。
- (5) 偽造等の不正利用の疑いがあるときは、受け取りを拒否するとともにその事実を速 やかに警察へ通報すること。また、その旨を実行委員会にも報告すること。確認用として 配布する見本券は、商品券を取り扱うすべての担当者に周知すること。
- (6) 商品券の交換、譲渡、売買、再利用は行わないこと。
- (7) 購入した商品券での直接換金及び商品仕入れ等への利用は行わないこと。

- (8) 実行委員会が行う調査へ協力をすること。
- (9) 各種規約を遵守するとともに、実行委員会からの指示に従うこと。
- 3 申込から登録まで
- (1) 申込期間

第1次募集:令和5年6月28日(水)から令和5年7月10日(月)まで

第2次募集:令和5年7月11日(火)から令和5年10月31日(火)

(2) 申込方法

取扱加盟店希望業者は、募集要領及び本要綱最終頁に記載の誓約事項、事業約款に同意の うえ、次の申請方法にて加盟店登録をしていただきます。

- ◆第1次募集: 令和5年6月28日(水)から7月10日(月)
 - ①「愛の商品券 2022」参加店舗

令和 5 年 6 月 28 日店舗宛て発送の『「愛の商品券 2023」取扱店登録申込書 兼誓約書』の内容を確認し、誓約事項を確認の上、下記まで FAX してください。

(宛先) 0238-24-4541愛の商品券事業実行委員会事務局

②新規参加店舗

愛の商品券 2023」取扱店登録申込書 兼 誓約書にご記入の上、下記まで FAX してください。

(宛先) 0238-24-4541

愛の商品券事業実行委員会事務局

- ◆第2次募集: 令和5年7月11日(火)から令和5年10月31日(火)
 - ①FAX での申込 (~令和 5 年 7 月 31 日(月)まで)

愛の商品券 2023」取扱店登録申込書 兼 誓約書にご記入の上、下記まで FAX してください。

(宛先) 0238-24-4541愛の商品券事業実行委員会事務局

- ②インターネットでの申込(令和5年8月1日(火)~) 愛の商品券特設ホームページ から入力申請してください。
- ③電話での申込(令和5年8月1日(火)~) 愛の商品券コールセンターまでお電話ください。

(3) 登録·確認

申込みのあった事業者については、確認のうえ、取扱加盟店として登録します。ただし、 登録後であっても下記に該当する場合には、登録を取り消すことがあります。

- ① 申込み内容に虚偽・不備等があった場合
- ② 実行委員会が登録を取り消すと判断した場合

(4) その他留意事項

- ① 取扱加盟店の情報(店舗名称・所在地・電話番号・業種等)は「商品券の使えるお店」として、購入者向けの告知用リーフレット・ホームページなどに掲載します。
- ② 取扱加盟店向けのマニュアル・ポスターを作成し、第1次応募加盟店には8月中に配布予定です。
- ③ 商品券の取扱い、換金の方法など詳細については、後日配布する換金マニュアルを参照してください。
- ④ 各種規約、募集要領に違反する行為が認められた場合、換金の拒否や取扱加盟店の登録取消、損賠金の発生等が生じた際はご請求する場合があります。
- ⑤ 各種規約、募集要領に記載されていない事項及び定めのない事項に関しては、実行委員会がその都度対応を決定します。
- ⑥ 本事業用にデザインされた「商品券」の肖像使用を含む広報告知物の利用については事前に実行委員会の承認が必要となります。
- ⑦ 実行委員会の方針等により、内容が変更される可能性がある旨を予め了承願います。

Ⅲ 換金について

1 換金方法と手順

物品の販売又は役務の提供などの取引において紙券を受け取った取扱加盟店は、換金を申し出ることができ、その方法については以下の(1)または(2)によることとします。なお、電子券利用の場合は、加盟店での申し出は不要となり、換金スケジュールにて口座への振り込みとなります。振込手数料は事務局にて負担致します。

- (1) 利用済み商品券を換金する方法
- ①利用済み商品券に店舗印が押印あるか確認してください。
- ② 利用済み商品券を輪ゴムで束ねてください。
- ③ 換金請求書に必要事項を記載してください。
- ④ 取扱店舗証明書と②・③を一緒に、換金所窓口へ提出してください。

(2) 共通事項

- ①入金は口座振り込みとなり、振込手数料は事務局にて負担致します。
- ② 換金請求期間は、別表のとおりとします。この期間を過ぎてからの受付には一切応じられませんので、必ず上記期間中に換金手続きをして下さい。

- ③ 換金請求日に応じて入金予定日までに振込いたします。
- ④ 入金額に異議がある場合は、入金日から2週間以内に限って受付いたします。2週間を 過ぎてからの異議お申し立てには一切応じられませんのでご注意ください。

【誓約事項】

- 1) 商品の販売、又はサービスの提供なく商品券の換金を行いません。
- 2) 商品券を利用できない商品に対して、商品券での支払いを受付けません。
- 3) 商品券の再販、再流通を致しません。
- 4) 商品券の偽造・悪用・濫用は致しません。
- 5) 商品券を紛失・毀損した場合、すべて自己責任とします。
- 6) 商品券の利用期間中(令和5年8月29日から令和6年1月8日)は取扱加盟店として事業に参加し、真にやむを得ない事情がない限り途中辞退は致しません。
- 7) 商品券の取扱、取扱加盟店の責務のほか募集要領及び事業約款に記載されている内容 に同意し、遵守します。
- 8) 商品券の利用に際して、消費者からの苦情や紛争が生じ、店舗側の責に帰する認められる場合、自ら解決に努めます。
- 9) 商品券の取扱に対して、実行委員会からの改善要請等があった場合にはそれに従います。
- 10) 店舗名・所在地・電話番号・FAX 番号・業種の公表(専用IP・チラシ等に掲載)について同意します。
- 11) 性風俗関連特殊営業などの風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号) 第 2 条に規定するものではありません。
- 12) 米沢市暴力団排除条例に掲げる暴力団又は暴力団員と密接な関係を有すると認められるものではございません。

【問合せ先】

愛の商品券事業実行委員会事務局

〒992-0581 米沢市金池 5-2-25

TEL: 0238-22-5111 (米沢市役所商工課内)

別表

- 1 電子商品券
- (1)換金方法 指定口座へ自動振込
- (2)換金頻度 週に1回
- (3)換金期間 毎週金曜締め 翌週金曜日に自動振込 ※詳細は8月中に郵送にてお知らせします
- (4) 換金手数料 無料
- (5) その他 インターネット環境がない店舗でもお取扱いいただけます。
- 2 紙商品券
- (1) 換金方法 換金所へ商品券をお持ち込みください。
- (2) 換金所 ①指定口座が米沢信用金庫の場合:米沢信用金庫本支店
 - ②上記以外の場合: 8月中に郵送にてお知らせします
- (3)換金期間 ①指定口座が米沢信用金庫:毎週金曜締め、着金は翌週火曜日
 - ②上記以外の場合 毎月第1週金曜日締め、着金は翌週(10月~1月のみ対応) ※詳細は8月中に郵送にてお知らせします
- (4) 換金手数料 無料

【新規登録用】

第1次申込期限 7/10まで	第2時申込期限 7/11~10/31
※第1次由込期限まで由し込むと	広報とわざわ折込チラシに取扱店舗として掲載されます

 申込先:愛の商品券事業実行委員会 FAX 24-4541
 申込日: 年 月 日

事業所名

代表者名

取扱店登録申込書 兼 誓約書

私は、米沢市プレミアム付き商品券「愛の商品券 2023」事業取扱店募集要領に定める誓約事項に同意し、厳守する ことを誓約します。また、加入内容の記載事項について確認し申請します。

事業者	所在地		₸							
	問合せ先		TEL E-mail	()		FAX	()	
	担当者氏名									
	店舗名		フリガナ							
参加店舗一覧表に掲載する店舗・	店舗住所		₸							
	店舗電話									
	QR コード枚数		電子商品券のお会計で必要な QR コードの枚数 枚							
	業種		番 ※下表から <u>1つだけ</u> 選んでください。 アプリの店舗検索機能で使用します。							
①洋食・レストラン ②寿司・和食 ③ラーメン・そば・うどん ④中華・韓国・エスニック ⑤カレー ⑥焼肉・肉料理 ⑦カフェ ⑧バー・スナック		菓子・餅店		 ®薬・化粧品・ドラッグストア ⑨衣料品 ⑩仏具 ②文具・本 ②ギフト・趣味・雑貨 ③ガソリン・灯油・ガス ④花・園芸 ④スポーツ・アウトドア ⑥家電・携帯 			⑦貴金属・眼鏡・補聴器 ②生活用品・その他小売 ◆◆◆◆サービス◆◆◆◆ ②理容・美容・サロン ③整体・健康 ③クリーニング ②観光・宿泊 ③タクシー・代行 ③自動車・二輪 ③娯楽・その他サービス			
換金振込先	金融機関				信金・	銀行・金庫 信金・信組 支店		- i	普通・	□ 当座
	口座	フリガナ			口座番号					
	名義		LD 1 = 55 TB =± - 3	la la	4.1- 4 -3-26	*/- a -	A-1.1.51		+++/	